

新型コロナウイルス感染症に関わる介護保険料の減免制度について

介護保険料の納付が困難な第1号被保険者は、以下のとおり申請により介護保険料を減免する制度があります。

1. 対象者と減免額

(1) 新型コロナウイルス感染症による死亡・傷病に関わる減免

【対象者】

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った方。

【減免額】

下記の減免対象期間に関わる介護保険料の全額

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少に関わる減免

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下、「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の2点に該当する第1号被保険者。

1. 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である。
2. 減少する事が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下である。

【減免額】

以下の「対象額の計算」にて算出した金額に「減免割合」を乗じた金額。

$$\text{対象保険料額} \times \text{減額または免除の割合} = \text{保険料減免額}$$

(対象額の計算)

$$\text{対象保険料額} = A \times B / C$$

A：対象期間の保険料

B：主たる生計維持者の減少した事業収入等の前年の所得額

C：主たる生計維持者の合計所得金額

(減免割合)

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
210万円以下であるとき	全部
210万円をこえるとき	10分の8

2. 減免の対象となる保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限のあるもの